

熊本県訓令第 28 号

本庁各部課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関熊本県熊本農政事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 15 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県熊本農政事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県熊本農政事務所処務規程（平成 12 年熊本県訓令第 35 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項各課共通に属する事項の項第 26 号中「300 万円」を「1,000 万円」に改め、同項農業振興課に属する事項の項第 14 号中「及び貸付適格の認定」を削り、同項同事項の項第 20 号中「熊本県農業経営資源活用総合融資制度運営要領」を「熊本県農業負債整理関係資金運営要領」に改め、同項同事項の項第 21 号中「農地等取得資金の貸付適格の認定及び」を削り、同項同事項の項第 22 号中「及び利子助成の決定」を削り、同項同事項の項に次の 1 号を加える。

(24) 農業経営改善促進資金及び農業経営基盤強化資金に関する市町村特別融資制度推進会議会長への回答に関すること。

附 則

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 29 号

本庁各部課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関熊本県熊本土木事務所処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 15 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県熊本土木事務所処務規程の一部を改正する訓令
熊本県熊本土木事務所処務規程（平成 12 年熊本県訓令第 36 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項工務第 1 課の項に次の 1 号を加える。

(7) 熊本北部流域下水道の建設及び維持管理並びに関連公共下水道に関する連絡調整及び助言等に関すること。

第 6 条第 1 項企画調査課に属する事項の項の次に次のように加える。

○ 工務第一課に属する事項

(1) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号。以下この号において「法」という。）に関する事務

ア 法第 12 条の 9 の規定に基づき流域関連公共下水道の管理者からの届出等に係る事項の通知を受理すること。

イ 法第 25 条の 6 の規定に基づき流域下水道の供用開始等を流域関連公共下水道の管理者に通知すること。

ウ 法第 25 条の 7 の規定に基づき使用を制限しようとする施設等を流域関連公共下水道の管理者に通知して、流域下水道の施設の使用を制限すること。

エ 法第 25 条の 8 第 1 項の規定に基づき流域関連公共下水道の管理者に対し、原因の調査及びその結果の報告を求めること。

オ 法第 25 条の 8 第 2 項の規定に基づき流域関連公共下水道の管理者に対し、条例の制定その他必要な措置をとるべきことを求めること。

カ 法第 25 条の 10 において準用する法第 15 条の規定に基づき他の工作物の管理者と協議し、流域下水道の施設に関する工事の施行等をさせること。

キ 法第 25 条の 10 において準用する法第 16 条の規定に基づき流域下水道管理者以外の者の行う工事等の承認をすること。

ク 法第 25 条の 10 において準用する法第 17 条の規定に基づき兼用工作物の費用負担について他の工作物の管理者と協議し、負担額を定めること。

ケ 法第 25 条の 10 において準用する法第 23 条第 1 項の規定に基づき流域下水道台帳を調整し、保管すること。

附 則

この訓令は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県訓令第 30 号

本庁各部課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 15 年 3 月 31 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令
熊本県地域振興局処務規程（平成 12 年熊本県訓令第 37 号）の一部を次のように改正する。